

◎宅地建物取引業免許申請（新規・更新）及び変更届出時、  
該当する方には、以下に示す書類の作成・提出をお願いしております。

通勤証明書

対象者：以下の①～③のいずれかの者で、  
通勤距離が 50km 以上若しくは通勤時間が片道 1 時間 30 分を超える者  
①代表者（②の者を設置している場合は除く）  
②政令で定める使用人  
③専任の宅地建物取引士

理由：通勤方法等を明らかにし、常勤することに支障のないことを確認するため

証明方法：以下の内容を明示し、  
記載事項に相違ないこと、常勤するのに支障のないことを確約し、  
宅建業者及び本人が連名で記名・押印すること

	証明事項（添付書類）	備 考
1	通勤手段	自家用車，電車，バスなど
2	通勤距離	
3	通勤に要する時間	
4	通勤経路（※）	公共交通機関や有料道路等の利用区間等を記すこと （自動車等で一般道のみを使用する場合は不要）
5	通勤経路の地図（※）	自家用車通勤の場合，経路を赤線等で記入すること
6	定期券の写し等（※）	公共交通機関を利用している場合，必要
7	E T C の記録の写し等（※）	有料道路等を利用している場合，必要

※の付いている項目は必要に応じて記入・添付してください。

## 居所証明書

対象者：以下の①～③のいずれかの者で、住民登録地とは異なる場所から通勤している者

- ①代表者（②の者を設置している場合は除く）
- ②政令で定める使用人
- ③専任の宅地建物取引士

理由：居所を明らかにし、常勤することに支障のないことを確認するため

証明方法：以下の内容を明示し、本人の記名・押印により証明すること。

	証明事項（添付書類）	備 考
1	現在の居所（住所）	
2	居住場所の属性	例： 社宅／ 両親等の家／ 借家等
3	賃貸契約書のコピー等（※）	借家等の場合、居住の事実が確認できる書類
4	社宅利用証明書（※）	会社名で社宅住所、利用者名を証明すること
5	住民票を移動しない理由	例：住民登録地に家族が居住し、単身赴任のため

※の付いている項目は必要に応じて作成・添付してください。